

NewsLetter 12月号

4次公募スタート！申請準備は出来ましたか？

事業再構築補助金

<事業再構築補助金とは>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

＼このような取り組みについて支援されます！！／

新分野展開

業態転換

事業・業種転換

事業再編

公募期間

公募開始：令和3年10月28日(木)

申請受付：令和3年11月17日(水)

応募締切：令和3年12月21日(火)18:00まで

4次公募変更点

■事前着手申請の方法が変更

従来の「メール」から「jGrants」に変更になります。

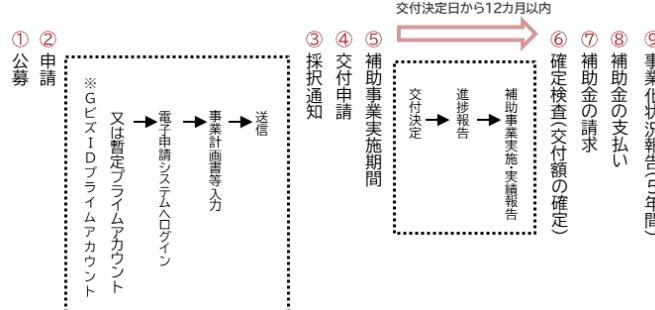
jGrantsを使用するためには事前に「GビズID」を登録しておく必要があります。

※事前着手申請とは…？

「承認を受けることで、交付決定前に発注などを行った分の経費を補助対象にできる制度」です。

補助金制度は、原則として「交付決定後」に支出した経費のみが対象となります。 「設備投資を急ぎたい」という方は本制度をご活用ください。

申請から受給までの流れ



来年度はどうなる！？

現段階では、事業再構築補助金は来年度も継続される予定です。

「やってみたい事業がある」

「ポストコロナ時代に合った事業に取り組みたい」

という方は、まだまだ補助金のチャンスがあります！

しかし…

上限額の縮小等、制度を抜本的に見直す必要性が指摘されました。現在、補助金の上限額は企業規模により以下のようになっています。

【従業員数 20人以下】100万円～4,000万円

【従業員数 21～50人】100万円～6,000万円

【従業員数 51人以上】100万円～8,000万円

来年度の予算から、上限額が変更される可能性がありますので、建物費を含む等、高額な設備投資をお考えの方はお早めに会計事務所までご相談ください。

採択事例のご紹介

補助金は関心あるけど…

具体的な取り組みが決まっていない企業様は必見！

補助金採択事業者がどのような取り組みをしているのかチェックして、

今後の事業運営におけるヒントにしましょう。

第5回公募は、令和4年1月中に開始する予定です。

